

2022年9月5日

ネオファースト生命保険株式会社

新型コロナウイルス感染症の給付金ご請求時の必要書類について

～医療機関や保健所の更なる負担軽減に向けた対応～

この度の新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、罹患された方々に、心からお見舞い申し上げます。

当社では、新型コロナウイルス感染症と診断され、宿泊施設または自宅にて医師等の管理下で療養をされた場合は、「入院」として取扱い、入院給付金等のお支払い対象となります。

給付金をご請求いただくにあたっては、「新型コロナウイルス感染症と診断されたこと」が確認できる書類として、療養証明書（保健所・自治体等が発行する「宿泊・自宅療養証明書」等）をご提出いただいております。

保健所等の更なる負担軽減のため、生命保険協会を通じて、監督庁からも、療養証明書の発行を医療機関や保健所等に求めない事務構築の可及的速やかな対応の要請を受けております。

また、令和4年厚生労働省令第116号により改正された「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則」により、都道府県の判断で発生届の届出対象の限定が可能となったことに伴い、2022年9月2日以降、お客さまが居住される都道府県によっては発生届の対象外となる方について、療養証明書を取得できなくなります。

上記を踏まえ、医療機関や保健所による発行が不要な My HER-SYS^{※1} 画面での療養証明をより一層ご活用いただきますとともに、「新型コロナウイルス感染症と診断されたこと」が確認できる書類の取扱いを変更し、My HER-SYS 画面をご用意できない場合、療養証明書に替わる書類として医療機関等で受けた検査結果等もご活用いただけます。

詳細につきましては、当社オフィシャルホームページ「よくあるご質問 https://faq.neofirst.co.jp/faq/show/4534?site_domain=default」をご確認いただきますようお願い申し上げます。

医療機関や保健所における更なる負担軽減に向け、引き続きご理解とご協力を賜りますよう何卒よろしくようお願い申し上げます。

※1 厚生労働省ホームページ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00129.html